判決概要③(R2.9.30 仙台高裁判決(一審福島))

13/(MX © (1/2.3.33 Maile)		
1. 第一審の概要		
判決日	平成 29 年 10 月 10 日	
裁判所	福島地方裁判所	
裁判官	[裁判長裁判官] 金澤秀樹、[裁判官] 西村康夫、田屋茂樹	
一審原告らの	福島県及び隣接県に居住していた原告ら(提訴時 3864 人※)が、①被告東電及び	
請求内容の	被告国に対し、人格権に基づき又は被告東電に対しては民法 709 条、被告国に対して	
概要	は国家賠償法1条1項に基づき、旧居住地の空間線量率を本件事故前の値以下にす	
	ること(原状回復請求)を求めるとともに、②被告東電に対しては、主位的に民法 709	
	条、710条、予備的に原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、被告国に対	
	しては、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、平穏生活権侵害に基づく慰謝料等の支払いを	
	求めた事案。	
	※(出典)地裁判決正本における「第2章事案の概要>第1事案の概要」	
2. 控訴審の概要		
判決日	令和 2 年 9 月 30 日	
裁判所	仙台高等裁判所(第 3 民事部)	
裁判官	[裁判長裁判官] 上田哲、[裁判官] 島田英一郎、渡邉明子	
判決の概要	○被侵害利益ないし損害額(慰謝料額)の算定方法について:	
(損害論)	・一審原告らの主張する「ふるさと喪失」損害も、これを除いた平穏生活権侵害に基づく	
	損害も、いずれも訴訟物は異ならないとして、旧居住地が帰還困難区域、旧居住制	
	限区域又は旧避難指示解除準備区域である一審原告らについては、「ふるさと喪失」	
	損害及び平穏生活権侵害に基づく損害が認められるか、認められるとしてその額をいく	
	らと評価するべきかを判断(P230~)。	
	・一律請求に係る考え方については原判決と同様であるとした上で、一審原告らの旧居	
	住地によって一審原告らを9つのグループに分けて、それぞれのグループごとにその損害	
	額(慰謝料額)を算定(P239~241)。	
	・グループごとの慰謝料額の算定に当たっては、①強制的に転居させられた点(避難を	
	余儀なくされた点)等、②避難生活の継続を余儀なくされた点、③ふるさと喪失のそれ	
	ぞれの慰謝料額を別々に算定。	
	○損害額(慰謝料額)について:	
	本件事故時の旧居住地ごとに	
	①帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町の居住制限区域及び避難指示解除準備	
	区域については、①150 万円、②850 万円、③600 万円、合計 1600 万円	
	(P370)	
	②大熊町を除く旧居住制限区域については、①150 万円、②850 万円、③150 万	
	円、計 1150 万円(P382)	

- ③大熊町、双葉町を除く旧避難指示解除準備区域については、①150万円、②850万円、③100万円、合計1100万円(P390)
- ④旧緊急時避難準備区域については、①100万円、②180万円、合計 280万円 (P401)
- ⑤南相馬市の旧特定避難勧奨地点については、①50 万円、②250 万円又は 490 万円、合計 300 万円又は 540 万円 (P404)
- ⑥旧一時避難要請区域については、①20万円、②60万円、合計80万円(P409)
- ⑦自主的避難等対象区域については、子供及び妊婦か否かにより、①5万円又は15万円、②12万円又は36万円、合計17万円~51万円(P468~473)
- 8県南地域及び宮城県丸森町については、子供及び妊婦か否かにより、①3万円又は10万円、②10万円又は24万円、合計13万円~34万円(P485~487)⑤その他の地域については、①②併せて0円~11万円(P489~509)
- ○中間指針等による賠償額を超えて ADR 等による増額賠償を受けている者については、 その超える額を、各グループで認定した慰謝料額のうち東電の自主賠償基準を超える 額から控除。

## 3. 最高裁決定の概要

決定日	令和4年3月2日
裁判所	最高裁判所(第二小法廷)
裁判官	[裁判長裁判官] 菅野博之、[裁判官] 三浦守、草野耕一、岡村和美
決定の内容	[国] -/受理(国の責任に係る部分)
(上告/上告受	[東電] 棄却(二重提訴の4名を除く。)/不受理
理申し立て)	[原告] -/不受理